お知らせ



那覇港(那覇水路)航行管制信号の切替予定Web公開について

令和7年6月6日(6月7日分の信号切替予定)から、翌日の那覇港(那覇 水路)航行管制信号切替予定のWebによる情報提供を開始します。

掲載ページ

海の安全情報 那覇海上保安部

https://www6.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/naha/

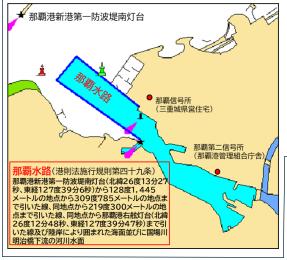


- ・掲載する信号切替時刻はあくまで予定ですので、**船舶の動静により変更する場合があります**。 那覇水路を航行する船舶は、管制信号の表示を必ず確認してください。
- ・最新の情報は、那覇海上保安部交通課管制室(那覇信号所)にお問い合わせください。 TEL: 098-951-0121

那覇港における航行管制

那覇水路を航行する船舶は、那覇信号所において行う信号に従わなければなりません。 (港則法第三十八条、同法施行規則第二十条の二、同規則別表第四)

那覇港航行管制信号			
信号の方法		信号の 略称	信号の意味
閃光式(昼夜間)			
\triangle \triangle	毎2秒に白1閃光	1信	入航船は、入航可能 300総トン以上の出航船は、運航停止 300総トン未満の出航船は、出航可能
	毎2秒に赤1閃光	2信	出航船は、出航可能 300総トン以上の入航船は、水路外待機 300総トン未満の入航船は、入航可能
	毎3秒に赤白2閃光	3信	500総トン以上の入出航船は、水路外待機及び運航停止 500総トン未満の入出航船は、入出航可能
	毎6秒に赤3閃光 白3閃光	4信	港長の指示船以外は、入出港禁止 ※指示船:緊急業務用船(巡視船、税関、検疫、警察艇)及び 5,000総トン数以上の船舶



- ※ 航行に関する注意
- ○錨泊等の制限(港則法施行規則第四十九条) 那覇水路においては、次に掲げる場合を除いては、 錨泊し、又は曳航している船舶その他の物件を放して はなりません。
- 1.海難を避けようとするとき。
- 2.運転の自由を失ったとき
- 3. 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事す
- 4. 港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。
- 〇信号違反時の罰則(港則法第五十二条) 水路を信号に従わず航行した場合、3月以下の懲役又 は30万円以下の罰金に処されることがあります。
- ○事前通報(港則法三十八条第二項、同法施行規則第
 - 総トン数500トン以上の船舶は、那覇水路を航行 しようとするときは、
- 1. 当該船舶の名称 2. 当該船舶の総トン数及び長さ
- 3. 入航時は那覇水路入口付近に達する予定時刻
- (出航時は運行開始予定時刻) 4. 当該船舶との連絡手段
- 5. 当該船舶が停泊しようとする係留施設を、 それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日 正午までに港長に通報しなければならない。 また、通報事項に変更があったときは、直ちに その旨を港長に通報しなければなりません。
- ○最新の航行管制信号の切替予定に関する問い合わせ先 那覇海上保安部交通課管制室TEL: 098-951-0121
- ○本お知らせの記載内容に関する問い合わせ先 那覇海上保安部交通課

TEL: 098-951-3855

令和7年6月6日(6月7日分の信号切替予定)から掲載開始

海の安全情報 那覇海上保安部

https://www6.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/naha/



那覇水路航行管制信号の切替予定 掲載ページ



※掲載箇所、形式は、予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。